

協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする

1. 公告日 令和3年1月27日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見見（洪水時等河川巡視）や緊急的に操作が必要な樋門・樋管についての操作（洪水時樋門・樋管巡視）、及び遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(3) 基本協定期間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

なお、各出張所の管内における基本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

(4) 基本協定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、工事の施工実績、災害協定の実績等に関する技術資料を総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定期間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(6) 基本協定の継続について（令和4年度以降の協定手続き）

① 令和4年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

- ② 令和3年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（令和3年度の場合は令和4年2月1日）までに、4. 基本協定締結のために必要な要件の確認、及び5.（1）評価項目と評価基準の別表1により評価を行うため、5.（2）に示す様式を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。
 - ③ 令和4年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
 - ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。この場合、令和4年度の基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日に連絡する。
 - ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。
- (7) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。
- 基本協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としなが、基本協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。
- なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。
- (8) 基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。
- (9) 基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

4. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和3年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 基本協定に基づく応急対策に対応する工事実施体制（建設資機材等含む。）を確保できること。

- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から基本協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 九州地方整備局の管轄区域のうち、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、川崎町、添田町、大任町、赤村、香春町、糸田町、福智町、直方市、小竹町、宮若市、北九州市八幡西区、中間市、鞍手町、遠賀町、水巻町、芦屋町、岡垣町に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について評価する。

(2) 評価項目

記載事項	内容に関する留意事項
①申請書 「様式-1」	1) 様式は「様式-1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 2) 経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
②工事実施体制 「様式-2」 「様式-3」 「様式-4」	1) 様式は「様式-2」、「様式-3」及び「様式-4」とする。 2) 堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事又は緊急を要する小規模な応急対策作業（以下「小規模作業」）を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 【緊急を要する小規模な応急対策作業の例】 土のう積み工（釜段工、月の輪工等）、シート張り工、木流し工、土のう袋投入工、その他 3) 保有資材、機材については、令和3年1月末時点において自社及び協力会社所有の物とする。 4) なお、協力会社がリース会社である場合は、確実に確保できる物のみを対象とする。
③災害時応急対策 工事等の協定締結の実績 「様式-5」	1) 様式は「様式-5」とする。 2) 対象となる協定は、本協定説明書3.（2）と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（平成30年4月1日以降）に締結したもので、かつ、協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 3) なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。但し、協定書又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。 4) 経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 5) 実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。遠賀川河川事務所の締結実績については、写しを添付する必要はない。

記載事項	内容に関する留意事項
④洪水時河川巡視の活動実績「様式－６」	1) 様式は「様式－６」とする。 2) 対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去２ヶ年度＋当該年度（平成３０年４月１日以降）に活動したものとする。 3) 記載にあたっては、河川巡視業務を元請け又は下請けについて、「契約形態」の欄に記載すること。 4) 経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 5) 実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。

(3) 上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。

参加資格に係る資料に不足がある場合は、不足資料の提出を求め、参加資格を認める場合がある。

「既に解散した経常及び特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

①施工実績

単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。

②企業の評価の方法

1) 工事成績：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。

2) 表彰：単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。

3) 実績：その外の評価項目（「災害協定に基づく活動実績」、「維持工事等の実績」、「近隣地域内工事の実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。

③その他

1) 同一の経常又は特定建設共同企業体の企業の実績は認め、評価対象とする。

2) 上記①②及び③ 1) については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。

6. 担当部局

〒８２２－００１３ 福岡県直方市溝堀一丁目１番１号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課

工務課長（内線３１１）、専門官（内線５０９）

電話 ０９４９－２２－２０３５ FAX ０９４９－２２－１８５５

7. 基本協定締結参加資格の確認等

(1) 基本協定締結の参加希望者は、次に掲げるところに従い申請書等を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、基本協定を締結することができない。

①提出期間：令和３年１月２７日（水）から令和２年２月１０日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時００分まで

- ②提出場所：上記6. に同じ
 - ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。
- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。会社の代表印を押印すること。
- (3) その他
- ① 申請書及び基本協定の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
 - ④ 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 提出された申請書に関する内容について、提出企業への臨場・電話確認及び、協力会社等へも直接確認を行うことがある。
 - ⑥ 資機材の申請様式「様式-3」及び「様式-4」は、「防災（機労材）検索くん（資料①参照）」よりダウンロードし、記入すること。
基本協定締結後は、申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん（資料①参照）」に登録すること。
記入の際、様式の列もしくは行の途中で独自の記入欄を追加しないこと。この様式は、システム登録時に使用するものとする。

8. 協定説明書に対する質問

- (1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ①提出期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月3日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
 - ②提出場所：上記6. に同じ
 - ③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。
(注) FAXで提出した場合はFAX送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。
- (2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和3年2月8日（月）までに行う。

9. 基本協定締結者の通知

- (1) 基本協定締結者への通知
基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和3年3月10日（水）を予定している。
- (2) 基本協定締結の期日
基本協定締結の期日については、令和3年3月26日（金）を予定している。

10. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）
- ①提出期限：令和3年3月15日（月）17時00分
 - ②提出場所：上記6. に同じ
 - ③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

(注) F A Xで提出した場合はF A X送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和3年3月22日(月)までに説明を求めた者に対し、書面にてF A Xにより回答する。

1 1. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

(3) 基本協定締結後は、一般土木工事、維持修繕工事の業種において、総合評価入札制度の評価対象となる。

(4) 洪水時等河川巡視については、基本協定に基づく単価により実績に応じ精算する。

(別表1) 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
工事実施体制	■工事実施体制 (様式-2) ・不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
	■保有資機材 (様式-3)(様式-4) ・不適切と判断される場合に、非選定とする。	—
施工実績	■施工実績 ・過去5ヶ年度+当該年度における遠賀川河川事務所発注の土木関係工事の施工実績	10
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点 ・遠賀川河川事務所発注の過去5ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点	10
	■工事成績の評価(65点未満) ・九州地方整備局発注の過去1ヶ年度+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	(減点)
工事の安全確保	■表彰 ・九州地方整備局発注の土木関係工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無	10
	■安全管理の状況 ・過去1年間の死亡事故及び公衆災害の状況	(減点)
防災業務の実績	■災害時等応急対策工事等の協定締結の実績 (様式-5) ・河川における過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績	5
	■洪水時河川巡視の活動実績 (様式-6) ・過去2ヶ年度+当該年度における洪水時河川巡視の実績	5

※配点は満点を示しており、内容により評価する。

※土木関係工事とは工事種別が「一般土木工事」及び「維持修繕工事」で堤防除草工事を除く工事をいう。

◆「様式-3 保有機械一覧」及び「様式-4 保有資材一覧」の様式について

STEP1

保有機械、保有資材の様式については、下記の「**防災(機・労・材)検索くん**」にアクセスください

URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp/>

STEP2

保有機械、保有資材の様式をダウンロードし、資料を作成ください



保有機械、保有資材の様式(エクセル)のダウンロード



保有機械、保有資材の様式

様式-3に変更

様式-4に変更

保有機械一覧

会社名: _____ 住所: _____

知照書は、「防災(機資材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑩は、申請時に入力する項目です。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
機種	機名	機種コード	数量	所有	果名	市町村名	機地以種	備考	
1	クレーン	クレーン	10	所有	クレーン	福岡県	福岡県		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

様式-3 保有機械一覧

保有資材一覧

会社名: _____ 住所: _____

知照書は、「防災(機資材)検索くん」URL: <http://kyushu-kensaku.qsr.mlit.go.jp> よりダウンロードしてください。

①～⑩は、申請時に入力する項目です。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
品名	品名	品名	数量	所有	果名	市町村名	機地以種	備考	
1	ブロック	コンクリート	10	所有	コンクリート	福岡県	福岡県		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

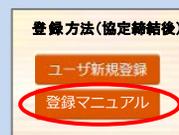
様式-4 保有資材一覧

STEP3

上記様式を作成後、その他の災害協定申請書とともに提出ください

STEP4

災害協定締結後、「防災(機・労・材)検索くん」トップページから登録方法(協定締結後)のマニュアルをダウンロードし、情報をご登録ください。



登録方法(締結後)マニュアルダウンロードボタン